平成 30 年度

東浦町行政評価外部評価
実施結果に対する町の方針

平成 31 年２月

愛知県東浦町

目　次

１　本報告書について ･････････････････････････････････････ 1

２　外部評価実施結果に対する町の方針について ･････････････ 1

３　外部評価対象事業

（１）職員研修事業 ･･･ 2
（２）観光推進事業（東浦町観光協会補助事業） ･･････････････ 4
（３）老人憩の家管理事業 ･･･････････････････････････････････ 6
（４）子育て支援センター運営事業 ･･･････････････････････････ 9
（５）農地バンク登録事業 ･･･････････････････････････････････ 11
（６）総合ボランティアセンター運営管理事業 ･･･････････････ 13
（７）空き家等対策事業 ･････････････････････････････････････ 16
（８）学校体育施設スポーツ開放事業 ･･･････････････････････ 18

１　本報告書について

本町が実施する行政評価について、当該評価の視点の多角化を図るとともに、効果的かつ効率的な事業の執行を図るため、平成30年10月２日（火）、５日（金）に東浦町行政評価外部評価を実施しました。

本報告書は、その意見などを取りまとめた「東浦町行政評価外部評価実施結果報告書」を受け、町の方針を掲載しています。

２　外部評価実施結果に対する町の方針について

行政評価外部評価委員からいただいた御意見に対して、町の方針及び今後の具体的な取り組みを示し、改善できるもの、予算措置が必要なものなどについてはその内容を掲載しました。

今年度外部評価を実施した事業は以下のとおりです。

外部評価対象事業

事業番号	外部評価事業名	担当課
1	職員研修事業	秘書人事課
2	観光推進事業（東浦町観光協会補助事業）	商工振興課
3	老人憩の家管理事業	福祉課
4	子育て支援センター運営事業	児童課
5	農地バンク登録事業	農業振興課
6	総合ボランティアセンター運営管理事業	協働推進課
7	空き家等対策事業	都市計画課
8	学校体育施設スポーツ開放事業	スポーツ課

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
1	秘書人事課	職員の能力開発	職員研修事業

No.	1.外部評価委員の意見	2.委員の意見に対する町の方針及びその理由	3.今後の具体的な取組及び実施年度
1	研修への参加率については、通常業務との兼ね合いもあるため、秘書人事課のみで練っていては不十分であると考える。任せられている仕事があることによって研修に参加できないでは本末転倒である。職員のスキルアップやOJTを考えるのであれば、仕事量と人員配置を考慮することを組織として意識するべき。	参考意見とします。	—
2	研修を受けた人に伝える場を提供することが大切。研修後にやる気になっているところを上手く活かす仕組みがあると良い。	業務に関する専門知識を学ぶ研修に参加した者は、研修後に課内で研修内容を共有することとなっています。	—
3	ボランティアセンターでもたくさんの講座を行っているため、こうした地域資源も活用していくとボランティアセンターにとっても行政にとっても互いのプラスになるのではないか。	参考意見とします。	—
4	OJTで研修の効果を測るとのことであったが、OJTは効果が見えにくく、管理職が責任を持って研修への参加を促し、しっかり人事考課に反映させる必要がある。また、研修に参加しやすい環境を管理職サイドが責任を持って作るべき。	平成30年度からOJTを意識的に遂行することを目的に、人事考課制度においてOJTの取組を業績として評価することとしています。研修に参加しやすい環境作りについては、引き続き取り組んでいきます。	現在でも研修日の一月前までには研修参加の通知を行っていますが、可能な限りこれをより早く出すようにして、管理職に研修に参加しやすい環境作りができるようにします。 （平成31年度～）
5	俯瞰する視野が身につくタイプの研修は（例えば、法務や政策や、自治体大学校やクレアで学ぶようなトピック）自発的に参加できるルートもあったほうが良い。	現在でも職員に対して研修希望調査を行っており、そこに参加したい研修の希望を書いてもらっています。	次回の行政評価表を、より分かりやすい表現に修正します。 （平成31年度～）

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
1	秘書人事課	職員の能力開発	職員研修事業

No.	1.外部評価委員の意見	2.委員の意見に対する町の方針及びその理由	3.今後の具体的な取組及び実施年度
6	1日や短期の研修の結果をOJTで伝えるのは難しく、研修の効果測定でOJTの状況に頼っていては効果があるという実感が見えにくいのではないか。そのため、研修を受け、それを職場で生かしているかどうかを評価する仕組みがあると良い（360度評価などいろいろな手法がある）。	参考意見とします。	―
7	一回きりの研修ではなく、1年間継続的に参加し、毎回前回の振り返りをすることなどで、長期的な成長やモチベーションの向上が見込めるのではないか。	継続的参加が必要な研修がある場合には、職員及び職場への負担と、研修参加による効果を見極めて個別に判断します。	―
8	協働についての理解とそれを実践するスキル（コミュニケーション、ファシリテーション、プレゼンテーションについて全職員が一定の水準になるよう特に重点的に取り組んで欲しい。	協働についての理解とそれを実践するスキルについては「東浦町職員研修基本計画」にも位置づけられていることから、引き続き重点的に取り組んでいきます。	コミュニケーション研修、ファシリテーション研修及びプレゼンテーション研修について実施します。 （平成31年度～）

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
2	商工振興課	地域資源の活用	観光推進事業 （東浦町観光協会補助事業）

No.	1.外部評価委員の意見	2.委員の意見に対する町の方針及びその理由	3.今後の具体的な取組及び実施年度
1	東浦町の立地や資源を顧みた上で何かするとしたら、何のために思案するのかを明確にする必要がある。議論中、担当課から「観光スポットとして知名度が上がると交通に影響が出るため、車での集客はあまり前向きではない」という発言があったが、目的や求めるものを明らかにすることでやるべきことが見えると思う。	本町の観光となる寺などは道が狭く、一時的な話題で道路渋滞や路上駐車がおき、通勤通学がしにくくなったり、住民が住みにくい町になっては意味がなく、一番は、「住んでいる人が住みやすい町」ということが大切と考えています。 また、観光資源の発掘等については引き続き行っていく必要があると考えていますので、どの観光資源を特化してPRしていくなどは東浦町観光協会役員会で話し合っていますが、まずは各地区ごとの周遊コースで史跡等を周遊してもらえるように考えています。	左記のとおり。 （平成31年度～）
2	在住者を対象に東浦町への愛着意識の向上を目指すのか、はたまた町外からの来町者を対象にするのか、対象とする人によって取り組みの切り口が異なることは言うまでもない。これらをはっきりさせた上で投げかけがあるとこちらも考えやすかった。もちろん、観光協会の取り組みを絞り込めというわけではなく、方向性の一つとして明確にして欲しかった。	於大の方を知らない方、資料館に行ったことのない方、於大公園に行ったことのない方、於大まつりに行ったことのない方などいる中、自分の街に興味を持ってイベント等に参加していただくことにより「観光」に繋がって行くものと考えております。	どこに行っても何があるのか、看板等わかりやすくしていくことや、イベントの周知方法の検討やチラシ内容等を分かりやすく作成し、興味を持ってもらえるよう心がけていきます。 （平成31年度～）
3	SNSや紙媒体の現行のプロモーションについて、他の市町との遅れを感じた。SNSについてもFacebook、Twitter、Instagramなどあるが、世代間で使用するSNSが変わって来ているのを自分自身肌で感じている。上記にも挙げた対象者を明らかにするという点においても使い分けが必要だと考える。	複数のSNSや観光雑誌等の活用などで広くPRしていくことを考えるとともに、使い分けることで効果的なPRを考えていきます。	左記のとおり。 （平成31年度～）
4	町として目指している中長期的な目標が今回は読み取れなかった。町民に町の魅力を知ってもらうことは大切だが、それによってどのような効果を期待し、何を指標に評価していくのかを明確にするべき。	中長期的な目標として、町の魅力を町内外に発信するとともに、住民の方に対する楽しみの創出や、参加しやすいイベントの実施などの取り組みを進めます。 成果指標は、於大まつり来場者数と観光協会ホームページ年間アクセス数とします。	次回の行政評価表を、より分かりやすい表現に修正し、新たな指標を考えていきます。 （平成31年度～）

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
2	商工振興課	地域資源の活用	観光推進事業 （東浦町観光協会補助事業）

No.	1.外部評価委員の意見	2.委員の意見に対する町の方針及びその理由	3.今後の具体的な取組及び実施年度
5	若い人や外の人の意見を聞く機会を増やしたほうが良いのでは。特に、町民に町の良さを知っていただき、維持していくということであれば、担い手として若い町民を育てていく必要がある。	意見を言っていただけるのは大変ありがたいことです。ただし、実際に動くわけではない人の意見は、時に観光協会を混乱させます。活動できる人が少ないので、東浦町観光協会に入って現状を見ていただき、意見を交わし、共に活動をしていただければと思います。	左記のとおり。 （平成31年度～）
6	税金を原資とする補助金350万円の価値をどう考えるのか。金額の多寡の問題よりも目標に対して効果がどのくらい出ているのか、という点は意識する必要がある。	平成31年度は、補助金110万円の減額を見込んでいます。事業の整理を行い、事業に見合った予算計上を行っていきます。同時に、目標・効果についても意識を持つようにしていきます。	於大まつり来場者数、産業まつり来場者数、健康の森宿泊者数、HPアクセス数、グッズ販売数等で効果を検証します。 （平成31年度～）
7	観光協会に施設管理を任せる、他課の所管施設などの指定管理制度を使い、他の業務と兼任しつつ人件費を捻出するという手もあるのではないか。マンパワー不足が大きな課題だと思うし、観光協会の役員がすでに十分取り組んでいる中でさらに動いてもらうことは難しいと推測するが、行政の所管体系を超えた工夫で人件費を手当てできれば、観光協会にできることも変わってくるのではないか。	現在、事務局として商工振興課が行っている業務を、自分の店の経営も兼務している会員らが行うのは困難であり、会員たちが現状の業務を引き継げる状況ではありません。事務員として人を雇って運営することは出来ますが、現状と大きな変化は見込めません。引き続き、行政に頼らない体制(自立)に向け、意識付けを図っていきます。	左記の理由もあり、東浦町観光協会の方の自立意識は低く、職員ありきとなっています。行政に頼らない体制作りが必要ということを東浦町観光協会役員等へ説明して観光協会の活性化を図っていきます。 （平成31年度～）
8	町が取り組む観光促進の目的がシティ・プロモーションであるならば、直接的にお金に換算できる商工業的な観光以外へ視点を広げてみることも大切。商工振興課の中だけで考えることによる隘路から一歩外に出てみて、例えば教育委員会が一緒に考えてみるといった、観光の位置づけを全庁的視点から考える機会を作ってみてはどうか。	昨年、「観光資源が乏しい中、人を集客する観光でなく、歴史及び文化的な発信を町内外に行っていく観光の方向性を検討する。」と方針付けています。その方向性に沿った事業展開を検討していきます。	現在行っている事業の整理・見直しを行っていきます。 （平成31年度～）
9	誰に何をアピールするのか、何をして欲しいのか明確にする必要がある。協会の役員の中でも意思統一されていないようなので、そのためのワークショップをやるなどの支援が必要ではないか。	東浦町観光協会役員の中でいろいろな意見があることは当然だと考えています。ただし、東浦町観光協会補助事業を行っていく上で、方向性を認識し一丸となって進めていくことは必要なことですので、東浦町観光協会役員でよく話し合って役員のできる範囲の中での観光への取り組みを行っていきます。	次回の行政評価表を、より分かりやすい表現に修正します。 （平成31年度～） 東浦町観光協会役員会で出た意見のすり合わせを行っていきます。 （平成31年度～）

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
3	福祉課	高齢者の社会参加と生きがい活動の推進	老人憩の家管理事業

No.	1.外部評価委員の意見	2.委員の意見に対する町の方針及びその理由	3.今後の具体的な取組及び実施年度
1	名称の問題は非常に重要だと考える。施設を利用したことがない町民からすれば、施設の名前はその施設を大きく印象付けるものになるため、施設の名前を見ただけで利用するか否かが決まってしまう。それでは新しい利用者の集客に繋がらない。名称や対象について取り決めがあるにしろ、愛称をつけるなど、現在利用している高齢者、まだ施設に足を踏み入れたことがない世代も含め、利用することが楽しくなるような、居場所として心地よく利用してもらえるような名前は大事だと思う。	管理委託先である老人クラブと協議するほか、他市町村の取組を参考にしながら愛称について検討していきます。	愛称についての協議を行い、HPや広報での周知を行います。 （平成31年度～）
2	多世代間交流を今後の目標にするとあるが、今利用していない世代からすれば、その施設に行くことによるメリットがなければ足を運ばない。東浦町には児童館や子育て支援センターなど、子供が遊ぶ施設がある。また、イオンなどのショッピングセンターもあれば、近隣市町へ行くことも可能である。そうした中で多世代間交流を考えるのであればハード、ソフトの面において練る必要がある。	一言で多世代交流といっても、その活動には種類があると考えています。本意見で出ているような公共施設や民間業者が提供している施設で満たせているニーズについては、その施設で補えば良いと考えており、そこでは補えないようなニーズを満たすために当該施設を利活用できればと思います。 一例を挙げると、今年度より福祉課が所管する1施設において、利用者層を限定しない地域食堂の場としての利用が開始されたところです。本ケースは、活動主体となる「ヒト」と活動場所である「ハコ」を住民参画による地域の支え合い体制を構築する取組で繋ぐことによって活動が開始されました。 本ケースのように地域のニーズを汲み、そのニーズを供給したいという「ヒト」と「ハコ」を事業を繋いでいくことで、老人憩の家をその地域にとって魅力的かつメリットのある施設としていく1つの手段にしていきます。	今後も関係機関や地域住民からの意見聴取に努めるほか、住民参画による地域の支え合い体制を構築する取組等を通じて施設が利活用できないか検討していきます。 （平成31年度～）
3	各施設において今後対象をどこまで広げてどのように変革していくかはそれぞれで議論すべきと考える。その上で、小学校や中学校など世代の違う組織とコラボレーションも含めて検討して欲しい。	本意見にあるとおり、地域ごとにそれぞれの特色があるため、そのような活動を押し付けるのではなく、施設立地等を鑑みた上で施設利用の希望があれば個別で議論していきます。	今後も地域からの声に耳を傾け、適宜協議・対応していきます。 （平成31年度～）

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
3	福祉課	高齢者の社会参加と生きがい活動の推進	老人憩の家管理事業

No.	1.外部評価委員の意見	2.委員の意見に対する町の方針及びその理由	3.今後の具体的な取組及び実施年度
4	利用者はどのような人が多くて、今の運営方法、老朽化した施設でどの程度満足しているのかなど、利用者目線での話がなかった。行政側が良いと思う提案をしても、利用者に受け入れられなければ意味がないので、利用者について把握はしておくべきではないか。	老人憩の家を利用する方のニーズ把握に努め、適宜対応していきます。	今後も地域からの声に耳を傾け、適宜協議・対応していきます。 （平成31年度～）
5	緒川老人憩の家は外から見て、開いているかもわからない状況なので、オープンな場にしたいのであれば開いている時間は看板をつける、外で休憩できる椅子やスペースを多く取るなど、もっと周辺の住民に興味を持ってもらえる施設にした方が良いように思われた。	管理委託先である老人クラブに対し、施設の存在意義と社会的責任について理解してもらい、地域の居場所としての存在感を高めていきます。	今後も管理委託先である老人クラブに対し、老人憩の家の存在意義等について理解してもらうよう努めます。 （平成31年度～）
6	管理について、行政直営との説明があったが、現状鍵開けや修繕を老人クラブに依頼している以上無理がある。管理方法を指定管理にすることも真剣に考えて良いと思う。また、管理主体を老人クラブにするか、自治会にするでは、多世代・地域という観点からも大きく異なるのではないか。コミュニティ施策と連動させたり、地域の核に公共施設をおいて、地域福祉と連動させていく、ソフト（ボランティア活動）とハード事業の委託（指定管理）はセットにしているというのは、他の自治体でも取り組みが行われている。自治会から管理を断られたという話があったが、指定管理業務が重いのであれば、地域への補助金のあり方を工夫して、リソース（お金ないし人員）をつけるという手も検討すると良い。	今後の施設の利活用の展望に対して、現在の管理委託の方式がその妨げになる可能性があることは理解しています。 しかし、現在策定している公共施設総合管理計画においては、各施設の利便性等の評価はできていますが、それを踏まえてその施設を将来どうしていくか（統廃合や機能の見直しなど）が整理されていない段階です。 管理委託の手法等については中長期的な視点が必要であると考えるため、施設それぞれの個別計画を策定する中で検討・決定していきます。	公共施設総合管理計画における個別施設計画を策定する中で検討・決定します。 （平成31年度～）

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
3	福祉課	高齢者の社会参加と生きがい活動の推進	老人憩の家管理事業

No.	1.外部評価委員の意見	2.委員の意見に対する町の方針及びその理由	3.今後の具体的な取組及び実施年度
7	福祉課のなかでも、地域支援事業や地域包括ケアとの関連付けるための器として利用できるといいのではないかと思う。東浦町は、地域単位で様々な公共施設があることは施策展開の上で有利である。	既に地区によってはサロン活動や健康体操などの介護予防活動の場として利用されています。0～100歳の地域包括ケアとしての活用を考えるには、高齢者との交流を含めた活用を広げることは有効です。	高齢者と多世代の交流活動を老人クラブ活動実績から把握します。 また、施設活用に関する意見については、老人クラブに報告し、検討します。 （平成31年度～）
8	地域の人にどれだけ開いているかという評価の方法を工夫する必要がある。利用者数が延べ人数で整理されているが、実数が如何ほどか。また、老人憩の家に来ていない人（サイレント・マジョリティ）の意見に耳を傾ける方法についても考えなければいけない。	利用者の実態把握は老人クラブと検討します。 また、老人憩の家の活用については、地域福祉推進委員会等の会議で有効的な活用についての意見を把握することが可能です。	老人憩の家の活用に関する意見については、老人クラブに報告し、検討します。 （平成31年度～）

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
4	児童課	子育て支援の充実	子育て支援センター運営事業

No.	1.外部評価委員の意見	2.委員の意見に対する町の方針及びその理由	3.今後の具体的な取組及び実施年度
1	利用のアクセスについて、立地的には町の中心だが、緒川、森岡、新田地区からは距離を感じるため、それらの地区の子育て世代へ向けたアウトリーチ的な活動を展開していく必要を感じた。	各地区には児童館があり、子育て世代が利用しています。子育て世代包括支援センター事業と連携をしていくことで、子育て支援センター機能を補っていきます。	子育て世代包括支援センター（基本型）の「出張相談支援」 各児童館年28回 各保育園の園庭年22回実施予定 （平成30年度～）
2	人員について、中学生のボランティアを募ったことがあるとのことだが、保育について学んでいる学生にアプローチすることはできないか。例えば、日本福祉大学、その他専門学校など、専門知識を学んでいる学生をボランティアとして引き込むことで、将来の職場として考えてもらうきっかけにもなる。	現在も日本福祉大学の学生とコラボをして事業を企画しているものもあります。今後は地元の高校生を巻き込んだ取り組みを考えていきます。	・日本福祉大学　学生による「パパ広場」開催予定（平成31年1月26日） ・日本福祉大学　子ども発達学部の准教授へ提案を実施（12月） 今後、検討予定 ・東浦高校へアプローチ予定 （平成30年度～）
3	他市町村の施設と協力し合い、至らないところをお互いに改善していく関係性をつくり上げることも重要だと考える。	子育て支援センター連絡協議会などの会議で情報交換を行っています。良い事業は参考とし、今後も近隣市町と協力していきます。	子育て支援センター連絡協議会 年3回実施 情報交換及び課題を話し合った。 （平成30年度～）
4	支援センターの評価については、利用者の満足度だけではなく、多機関に連携してつないだ結果、早期発見ができたということがわかるような質的な評価や指標を工夫すると良い。	乳幼児等の支援にあたり、関係機関への連携件数等は、支援センター内の他事業で集計しており、事業のアウトプット指標として実施しています。	子育て世代包括支援センター事業 関係機関へつないだ件数計　185件（9月末実績） （平成30年度～）
5	子育て支援センターを利用しない家庭（アウトリーチの届かない家庭）にどうアクセスしていくかについて、児童委員、保健センターの保健師（乳幼児訪問など）、保育士でどう連携していくかを検討し、さらに取り組みが進むと良い。	アウトリーチの届かない家庭への見守り体制の構築など、支援の仕組みづくりを、地域の中の社会資源を活用して検討していきます。	民生・児童委員の見守り体制の構築を検討 （平成31年度～）
6	「気になる家庭」について、市町を超えた連携を取る仕組みは既にあるとのことであったが、専門職の負担を周辺市町村で協力することで軽減させる仕組みを将来的に検討しても良いかもしれない。	「気になる家庭」の情報連携の在り方を周辺市町と協議していきます。	子育て支援センター連絡協議会 第3回会議において、議題提出予定 （平成30年度～）

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
4	児童課	子育て支援の充実	子育て支援センター運営事業

No.	1.外部評価委員の意見	2.委員の意見に対する町の方針及びその理由	3.今後の具体的な取組及び実施年度
7	自然環境学習の森や於大公園など、東浦にはいろいろな子育て・子育ち資源がある。それをつなぐ方策やコーディネーターが必要かもしれない。今回の外部評価で取り上げたボランティアセンター事業をつなぎ、協働する可能性もあると考える。	当町に限らず、他市町の資源についても情報の集約に努め、円滑に利用できるように支援していきます。	「子育て情報コーナー」を活用し、子どもたちが関係する情報を多方面から収集しニーズに合わせて提供する。 （平成30年度～）

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
5	農業振興課	農地の利用促進	農地バンク登録事業

No.	1.外部評価委員の意見	2.委員の意見に対する町の方針及びその理由	3.今後の具体的な取組及び実施年度
1	マッチング以前の問題として、農業経験のない人が農業をやりたい時、希望者と農地をマッチングさせるまでの新規就農者の獲得の流れを作るべきだと考える。そのためには、わかりやすく見える化させたり、相談窓口のハードルを下げることが求められる。今は紙ベースの媒体での情報提供が主であるとの話だったが、パソコンやスマートフォンからも閲覧できるように情報を開示することは大きなハードルの解消になると考える。	法的に問題ないか確認しながら、希望者がアクセスしやすい環境の整備を検討します。	次年度以降、法的な問題を整理しながらインターネットでの整備を検討します。 （平成31年度～）
2	農業希望者が来ても、経験が無ければ農園を勧め、必要機械があるかどうかで判断し、住まいによっても基準を作る。それではAIが対応しても同じではないか。事業としては農地の情報提供だが、人が対応する以上、個々人の事情に合わせ柔軟に受け入れるべきではないか。	同上	農業希望者に対しては、愛知県、農協、農業委員会等と連携して就農支援していきます。 （平成30年度～）
3	本気で農業従事者を増やしたい、もしくは遊休農地を減らしたいと働きかけているようには感じないというのが話を聞いた感想である。働きかけを増やすことはコストが掛かる上、効率が悪いというのはもっともだが、利用者に寄り添う対応をしなければ他市町村に就農希望者が流れてしまう。コストをかけてでもしっかりと対応すべきと考える。	同上	農業希望者に対しては、愛知県、農協、農業委員会等と連携して就農支援していきます。 （平成30年度～）
4	事業としては実績が薄い。これは施策の方向性が曖昧だからではないか。新規就農者を増やすのか、町内の閉農者の引き継ぎのみを目指すのか。	農地バンク制度は、遊休農地の解消及び発生防止など遊休農地の活用に関する登録制度です。	次回の行政評価表を、分かりやすい内容に修正します。 （平成31年度～）
5	施策として成果を評価する仕組みがない。事業費が人件費のみだとしても、税金がかかっているので、閲覧数や貸し手と借り手の交渉数を把握する簡便な仕組みが必要なのではないか。	閲覧者数、交渉の有無の確認、交渉内容等の把握に努めます。	閲覧簿を整備します。 （平成30年度～） 交渉の報告については、要綱で定められていますので、報告書の提出の際に交渉内容について聴き取りします。 （平成31年度～）

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
5	農業振興課	農地の利用促進	農地バンク登録事業

No.	1.外部評価委員の意見	2.委員の意見に対する町の方針及びその理由	3.今後の具体的な取組及び実施年度
6	紙による閲覧、貸し手の借り手の直接交渉（専門性が高いのでは？）など、町外の就農希望者などに対してあまり親切でない仕組みになっているように感じる。	法的に問題ないか確認しながら、希望者がアクセスしやすい環境の整備を検討します。 契約交渉に町として個人間の仲裁はしませんが、愛知県、農協、農業委員会等と連携して就農支援します。	次年度以降、法的な問題を整理しながらインターネットでの整備を検討します。 （平成31年度～）
7	バンクをやる意味というのは、オープンに貸して借り手を結びつけることではないか。政策の趣旨・目的、使うツールが誰にどのような影響を与えるかを明確にすると良い。	農地バンク制度は、遊休農地の解消及び発生防止など遊休農地の活用に関する登録制度です。原則、貸し手は東浦町に農地がある方、借り手は東浦町の遊休農地を利用し積極的に農業に従事しようとする方です。	次回の行政評価表を、分かりやすい内容に修正します。 （平成31年度～）
8	バンクというシステムは、マッチングするという目的もあるが、どのような人が関心を持ち、また、どんなニーズや課題を持っているかということを知る機会を作り、情報を共有するという目的もある。そういう意味でも、登録された農地について、成約までたどり着かなくても、貸し手と借り手の間でどんな交渉があったのかを把握するべき。	交渉の有無の確認、交渉内容等の把握に努めます。	閲覧時及び交渉終了報告時にニーズ、交渉内容等を聴き取ります。 （平成31年度～）
9	新規就農者を積極的に呼び込むよう力を入れた方が良い。新規就農者はまず町の窓口に相談に来るので、親身な相談、農家資格の取得の支援、他機関への紹介、マッチングのコーディネート、販路の相談等、町としてできることはたくさんある。	同上	新規就農者に対しては、愛知県、農協、農業委員会等と連携して就農支援します。 （平成30年度～）

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
6	協働推進課	住民活動の支援	総合ボランティアセンター運営管理事業

No.	1.外部評価委員の意見	2.委員の意見に対する町の方針及びその理由	3.今後の具体的な取組及び実施年度
1	土足で来館できれば、文化の違う地域から移り住んできた人が利用しやすいということもある。一方で、小さい子供が自由に館内を歩いたり這ったりすることができないというデメリットがあるのは確かである。子供のプレイスペースとの住み分けができないかと考えるが、施設が広いわけではないため、それが現実的ではないこともわかる。そこで、解決策として隣接する児童館とコラボレーションすることはできないだろうか。	施設の面積からプレイスペースを設けることは難しいです。 また、児童館の小学生以下の利用については、保護者の同伴が必要であるため児童館を託児所としては利用できません。	総合ボランティアセンターが実施する利用者アンケートにおいて、状況を付したうえで土足が望ましい利用者がどれだけいるのかニーズ調査をします。 ＜アンケート実施期間＞ 平成31年１月４日～２月28日
2	宣伝媒体についてはSNSにも世代間ギャップがあるため、スマートフォンのアプリケーションの中でも若者世代の利用頻度が高いSNSを活用することで効率よく効果を得ることができるのではないか。もちろん多数のSNSを活用することによって更新の手間は増えるが、認知度と身近さは格段に向上する。	現在は、Facebookを利用していますが、多様なSNSの活用についても検討していきます。	平成31年度の指定管理選定の中で検討していきます。
3	一般の方の目に触れるためには、お店などの張り出しも効果がある。若い住民の方に参加してもらうきっかけとして楽しいフェスティバルなどを行い、若者を実行委員にするのも良いと思う。	現在も各種イベントの出展やイベント等を開催しています。若者に運営の一端を担ってもらいたく学校等にも情報発信をしています。	登録団体やSNSを通じて若い住民の方にも参加してもらえるよう平成31年度の指定管理選定の中で検討していきます。
4	色々な人に来てもらうにはもっとスペースを自由に使えるよう開放したほうが良い。例えば、若い人に来てもらいたいのであれば、自習室として開放するのも一つの手だろう。目的は自習でも、施設に出入りすることで、地域について、ボランティア活動について、興味を持つきっかけになる。	施設のキャパシティの問題もあり、ほぼ毎日利用者の方もいる状態で自習室として開放することはできませんが、ボランティアや市民活動について調べる等、ボランティア・市民活動に関する学習時に利用はしていただけます。	開催講座のひとつに盲導犬や介助犬の講座を夏休みに開催していますが、そのときのみ講座に関する夏休みの自由研究を作成していただく場として提供しています。 ＜平成30年度実績＞ 車座Vol3「介助犬がことしもやってくる！」 平成30年８月11日開催

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
6	協働推進課	住民活動の支援	総合ボランティアセンター運営管理事業

No.	1.外部評価委員の意見	2.委員の意見に対する町の方針及びその理由	3.今後の具体的な取組及び実施年度
5	市民活動に積極的に参加するのは子育てが一段落した女性が多いと聞く。そういう方に施設を知ってもらうため、子育て関連の団体に講座を開いてもらうことで、子育て世代への周知を心がけ、余裕ができてきたころに利用してもらえるように前もって知ってもらうことも有効だと思う。	子育て世代への周知は必要と考えているため、現在も子育て関連施設等へのPRは行っています。	子育て世代の方が関心のある講座については、子育て関連施設等へ周知依頼をしています。 また、子育て関連施設等のイベントでも総合ボランティアセンター及び登録ボランティア団体のPRをしています。
6	午後9時まで開館できないか（周辺市町村も夜9時が多いのではないか）。	午後9時までの開館については、利用者の方からの要望はありますが、利用内容は打合せであり、時間延長を要望される方及び利用者数は少数であるため、定期的に活動している団体であればコミュニティセンターの減免利用ができる措置も周知しています。 予約制による対応という意見もありますが、予約制による開館については、人員のシフトを考慮する必要があるため、1ヶ月以上前からの予約が必要と考えます。また、セキュリティ管理及び施設管理の問題により、受付にボランティアを募ることもできないため、現段階においての午後9時までの開館は難しい状況です。	平成31年度の指定管理選定の中で検討していきます。
7	周辺市町村の同様施設との連携状況がわかると良い。	定住自立圏の市町の同様施設については、イベントやボランティア募集、団体などの状況がホームページでわかるようにしています。	定住自立圏の刈谷市、知立市、高浜市、東浦町の3市1町で「つながるねット」としてホームページを運営しています。
8	なないろはボランティアセンターでもあり、市民活動支援センターでもあるので、中間支援を充実させ、組織としての強みを自主的に位置づけられると良いと思う。	現在も、町民と団体のコーディネートは行っていますが、顔見知りになるとボランティアセンターを経由しないやり取りとなるために件数は減少傾向にあります。 しかし、ニーズを把握し、コーディネートしていくことはボランティアセンターの重要な役割であるため、機能を充実していきたいと考えます。	ボランティア・市民活動者のニーズを把握できる体制を整備し、団体と繋げていくよう改善していきます。 （平成31年度～）

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
6	協働推進課	住民活動の支援	総合ボランティアセンター運営管理事業

No.	1.外部評価委員の意見	2.委員の意見に対する町の方針及びその理由	3.今後の具体的な取組及び実施年度
9	ボランティアとつながりたいが、その方法が分からない公共施設は多い。公共施設とつながることで、ボランティアのニーズも発掘できるのではないかと思う。	既に直接的、間接的につながりを持っている行政組織はありますが、今年度は職員研修でも行政組織と団体の協働について話しをしており、今後も機会あるごとに話しをしていきます。	生涯学習課、図書館、福祉センター、小中学校、高校とは、既に直接的なつながりがあります。 また、施設の利用や、施設の管理課と協力関係にあるボランティア・市民活動団体を通して商工振興課、都市整備課、環境課等と間接的につながりがある状態となっています。
10	知多半島は市民活動福祉活動が盛んである。他市町のボランティア団体・コーディネート団体と連携や交流を深める中で、ヒントも沢山得られると思う。実際、子育て支援センター運営事業のように、良いサービスがある場所には広範囲から人が集まる。これまで以上に他市町の良いところを吸収して、発信して欲しいと思う。	町内ボランティア団体、市民活動者が他市町の団体等と交流や連携をしていくことも必要と考えているため、今後も他市町の情報を町内各団体に発信するとともに、交流する機会を設けていきます。	町内ボランティア団体の交流会は年１回開催しています。 また、定住自立圏の周辺市町とも、年１回交流する機会を設けています。 ＜平成29年度実績＞ ボランティア・市民活動交流会（平成30年３月14日開催） 定住自立圏交流会（平成30年３月３日開催）

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
7	都市計画課	その他	空き家等対策事業

No.	1.外部評価委員の意見	2.委員の意見に対する町の方針及びその理由	3.今後の具体的な取組及び実施年度
1	何かが起きてから持ち主間で考えるのではなく、早めの段階から空き家予備群に対するサポートを展開するべきである。まずは子や孫への相続を考えている高齢世代に対して声掛けや相談会を開き、空き家状態にしてしまう前に対策を立てられるような環境を整備するべきと考える。	空き家セミナーの開催や各種専門家の無料相談会を設置して相談体制を整備します。	相談窓口の設置 （平成31年度～） セミナーの実施 （平成31年度）
2	空き家ないし空き家予備軍の住宅の発見は、役場の担当職員よりも地域の住民の方が早いのではないか。もちろん住民の声のみで空き家と断定するのではなく、あくまでも声として回収できるようにしておけば住民への問題提起にもつながり、通報によって迅速な調査に向かうこともできる。他の市町村の実践を例で挙げると、「空き家パトロール」と銘打って、駅や公共施設に告知ポスターを掲示している。これは、比較的人の目にも届きやすく、気軽に連絡してみる気を起こさせる。このようなわかりやすい住民への問題喚起が必要ではないか。	空き家の把握は、地元の協力を得ながら進めていきます。また、個別情報については台帳を作成して1件ごと管理します。	定期的な情報収集 台帳による管理 （平成31年度～）
3	議論の中で出た「空き家のセミナー」は、住民にとっても興味のあるセミナーだと思う。他の市町の取り組みで優良なものについては東浦町でも積極的に取り組んで欲しい。	空き家セミナーの実施や他市町村の事例を情報収集し、町の事業に活用します。	他市町村事例の情報収集 セミナーの実施 （平成31年度）
4	空き家は行政だけで解決できる問題ではないため、住民の協力が必要になってくる。行政側は危機感を持ち空き家対策を進めようとしているが、住民側の意識が追いついていない現状がある。計画を順調に進めるためにも、空き家の現状や今後の見通しをしっかりと町民に伝え、協力を仰ぐ必要がある。	セミナーを開催して周知に努めます。	セミナーの実施 （平成31年度）

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
7	都市計画課	その他	空き家等対策事業

No.	1.外部評価委員の意見	2.委員の意見に対する町の方針及びその理由	3.今後の具体的な取組及び実施年度
5	空き家対策について住民課や福祉課など異なる部局との連携の可能性について、庁内で話し合いを行う体制がとれているのか。空き家を資源としてうまく活用するには、課を超えた工夫が必要である。	内部の連携組織を平成30年8月16日に設置し、関係部局と連携を図り空き家対策に取り組んでいます。	内部組織による連携 （平成30年度～）
6	空き家予備群への対応を急ぐべき。空き家の処遇は現在の所有者の問題以上に、相続人の問題である。しかし、所有者は相続人任せで、相続予定者の子や孫はその認識は薄いのが現状。	啓発パンフレットなどを作成し、空き家になった時のリスクなどの周知を図ります。	啓発活動の実施 （平成31年度～）
7	地域特性に合わせて周知していく必要性も高い。市街化区域と調整区域では考え方が異なるし、旧集落と新興住宅地でも異なる。	東浦町は、概ね市街化区域に空き家が集中しています。旧市街地や住宅団地など地域特性を踏まえた空家対策を進めます。	台帳による管理 （平成31年度～）
8	今後は空き家の除却が大きな問題になる。特定空き家の除却とその財政的な裏付けだけでなく、緊急措置として空き家の除却に対処しなければならないこともあるため、その対処策を検討して欲しい。	空き家については、活用できるものと除却するものに整理し適切な対応を進めます。	台帳による管理 （平成31年度～）

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
8	スポーツ課	スポーツ活動の推進	学校体育施設スポーツ開放事業

No.	1.外部評価委員の意見	2.委員の意見に対する町の方針及びその理由	3.今後の具体的な取組及び実施年度
1	小中学校の体育施設については学校の設備や備品であることから責任ある利用を確約しなければならないのは理解できる。一方で、空き枠を新規の団体で埋めることができないことの理由の一つとしてこれらの要件がハードルとなっているのではないかと思う。利用団体を新規に増やしたいのであれば、現行の条件の見直し等を含め、各団体の長と話し合ってみても良いのではないか。	町内10小中学校では、施設の大きさ規模が異なることから、施設により利用が出来ない競技があります。利用募集時には、競技可能な種目を案内することにより施設利用率の向上を図ります。	31年度より実施
2	学校の体育施設開放の目的の一つとして、町民の体力増進や健康促進があるならば、課として主体的にスポーツプログラムを展開するのも一つの策である。	同上	31年度より必要に応じて学校体育施設で実施
3	スポーツ教室を町体育館でのみ行うのではなく、各地域の体育館でも行うことで、高校生以下の子どもや、夜は自動車での外出を控えている高齢の方なども参加しやすくなるのではないか。こうした学校開放を行うことで、地域の人が学校を身近に感じることができ、地域全体で子どもを見守るきっかけになると思う。	地域での開催対象となる教室があれば開催を検討します。	31年度より必要に応じて学校体育施設で実施
4	利用申請のハードルが高いと思う。学校という施設の安全性を保つことや、行政側の手間を考えると現在の1年を通した申請システムは効率的かもしれないが、結果的に利用者が一部の人に限られてしまう。	参考意見とします。	―
5	住民誰もが身体を動かす機会に出会いやすいよう、いつでも気軽に参加できるような体制を整備しなければならない。そのために、地域の学校施設を開放することは非常に重要だが、全ての人が気軽に参加できる場となっているかは疑問。現状の制度について、個別事業の目的以前に施策の方針に沿っているかという点から見直す必要があると思う。	参考意見とします。	―

事業番号	担当課	基本事業の方針	個別事業名
8	スポーツ課	スポーツ活動の推進	学校体育施設スポーツ開放事業

No.	1.外部評価委員の意見	2.委員の意見に対する町の方針及びその理由	3.今後の具体的な取組及び実施年度
6	申請から許可までの流れを紙媒体で行っているとのことだが、オンラインではできないか。	現状町内で利用している予約システムでは予約することはできません。近隣市町でオンライン化している自治体があるか調査し、導入の可能性について検討します。	対象や条件について再検討します。 （平成31年～）
7	年間の利用状況が決まっている団体は少ないので、利用団体が固定化していないか。単発利用や個人利用は難しいとのことだが、もう少し柔軟に対応できないか。	年間で定期的な活動団体に対して利用いただいています。対象期間については、再検討して施設利用率の向上を図ります。	対象や条件について再検討します。 （平成31年～）
8	高齢者の介護予防の運動教室など、地域包括ケアなどにもうまく使うことができると良いのではないか。	介護予防や地域包括ケアの活用ができるか可能性について検討します。	対象や条件について再検討します。 （平成31年～）
9	利用を団体に限定しているため、規定上の団体が作れない場合はスポーツをしたくてもできないということがあり得る。団体を作れなければ町の運動施設で対応するという考えも一理あるが、最も地域に近い学校の運動施設が特定の町民（団体）しか使えない、もしくは使いづらいという現状は、改善の余地がある。	年間で定期的な活動団体に対して利用いただいています。利用率の向上のため年度途中での団体加入について検討します。	対象や条件について再検討します。 （平成31年～）